

雇用保険労災指導協会だより

平成二十一年
冬季号

編集・発行
労働保険事務組合 雇用保険労災指導協会

本 部 〒104-0045 東京都中央区築地 7-12-2
事務局 〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-8-2
TEL03(5816)5463(代) FAX03(3836)2391
E-mail:koyo-rosai@nsr-office.com

業務案内

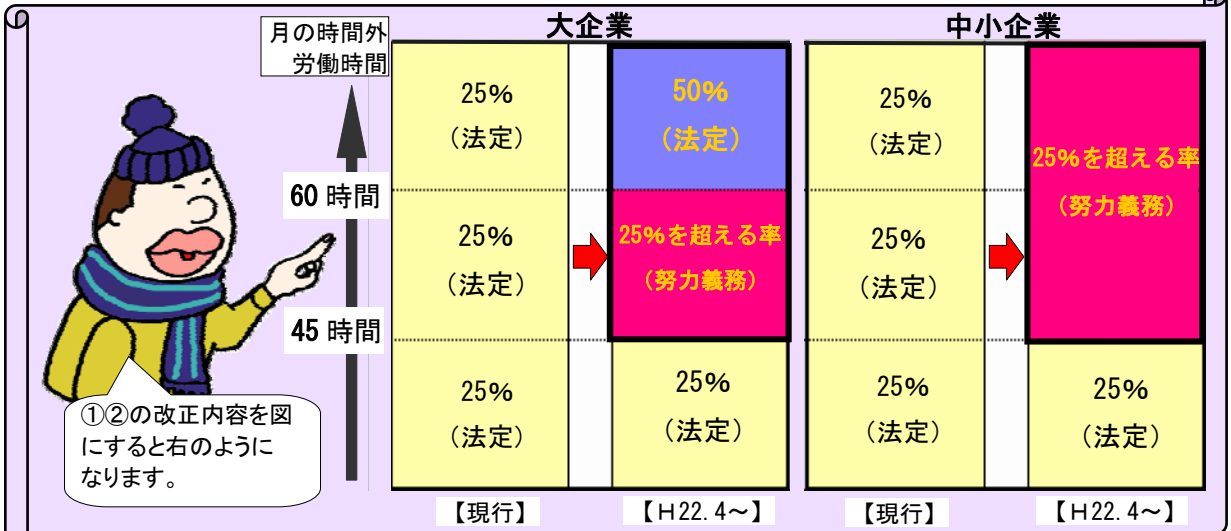
労働保険法(雇用保険・労災保険)に基づく諸業務、給付請求、労働保険料徴収納付、その他事務指導

平成21年度3期労働保険料の納期です
指定期限までにお忘れになりませんよう
ご納付お願い申し上げます



I. 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。平成22年4月1日施工

- 1ヶ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。
- 1ヶ月45時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率(25%)を超える率とするよう努力義務が課せられます。



※ ①の改正のみ、下記に該当する中小企業は、当分の間免除されます。

資本金の額又は出資の総額が
 ■小売業・サービス業 5,000万円以下
 ■卸売業 1億円以下
 ■上記以外 3億円以下

または

常時使用する労働者数が
 ■小売業 50人以下
 ■サービス業・卸売業 100人以下
 ■上記以外 300人以下

(注) 事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。



II. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。平成22年4月1日施工

- 年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。
その場合、年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。(会社が労働者の希望を変更することはできません)

※この規程はあくまでも、『労使協定を締結すれば年次有給休暇を時間単位で取得することが可能になる』ということであり、労使協定を締結しなければ会社側に時間単位の取得を認めなければならない、という義務はありません。

ご不明な点は、当会までお問合せください